

土地収用法に基づく事業説明会資料

【文化的施設整備事業】



▶完成予想図（実施設計より）

四万十町
しまんごわのまんなか SHIMANTO TOWN

令和5年4月19日
企画課／文化的施設整備推進室

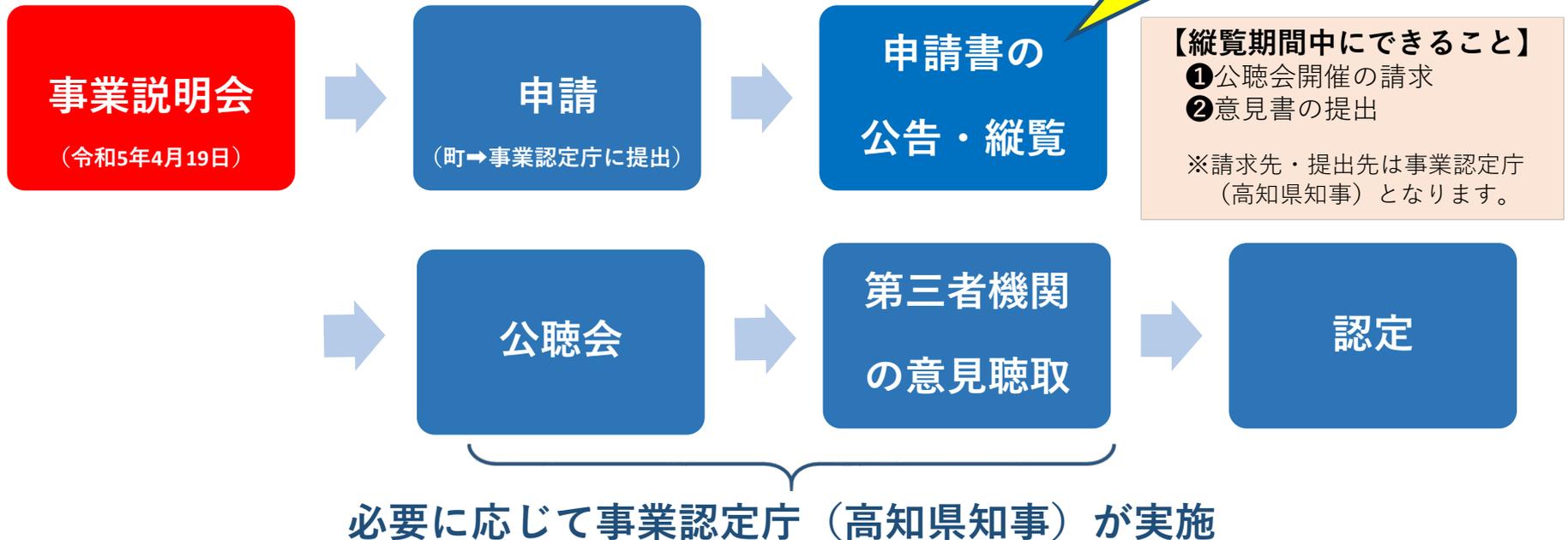
目 次

①事業説明会の趣旨、土地収用法、取得する用地の概要	
(1) 事業説明会の趣旨	1 ページ
(2) 土地収用法について	2
(3) 取得する用地の概要	4
②これまでの経過と今後の予定	
(1) これまでの経過及び今後の予定（詳細版）	5
(2) //（簡易版）	6
③現状と課題の確認	
(1) 図書館・美術館の現状	7
(2) 文化的施設整備（ハード面改善）の必要性	8
(3) 図書館や読書・情報環境の現状と課題（蔵書数比較）	9
(4) //（貸出冊数の推移）	10
④サービス計画と施設の必要性	
(1) 文化的施設の整備とサービス計画	11
(2) 文化的施設がある未来（イメージ図）	12
(3) 文化的施設がある暮らし～202X年（イメージ図）	13
⑤総事業費等と財源計画	
(1) 総事業費と設計金額	14
(2) 実施設計の概要	15
(3) 総事業費と維持管理費	16
(4) 維持管理費（ランニングコスト）内訳	17
(5) 財源内訳と町の実質的な負担額（内訳）	18
(6) //（イメージ図）	19
⑥町の財政見通し	
(1) 【参考】地方債残高と基金残高の推移	20
(2) 実質的な地方債残高と実質公債費比率	21

事業説明会の趣旨

◆この説明会は、『**文化的施設（仮称）**』の整備において必要となる民有地の取得にあたり、土地収用法（昭和26年法律第219号）第16条に規定する『**事業の認定**』を受けるため、同法第15条の14の規定に基づき **当該事業に利害関係を有する者（町民等）に対し、事業の【目的】及び【内容】について説明**するもの。

【手続きの流れ】



土地収用法とは…

- 土地収用法とは… 公共の利益となる事業に必要な土地などの収用※または使用に関して定められた法律。
※「収用」とは… 国や地方公共団体などが、公共事業のために必要となる土地などを土地収用法に定められた手続きに基づいて取得していくこと。
- 個人の財産は憲法（第29条第1項）により保障されていて、誰であろうと個人の財産を勝手に奪うことはできませんが、同法第29条第3項において「私有財産は、正当な補償の下に公共のために用いることができる」と規定されています。
つまり、公共の利益・福祉のために必要があると認められたときは、個人の財産を「正当な補償」を支払うことによって取得することができるとされており、土地収用法ではそのための手続きや補償の内容などについて、詳しく規定されています。
- 土地収用法における「事業の認定」とは、土地収用の目的となる事業が「土地収用法に定められた事業に関するもの」であると認められるための手続きで、「起業者（今回の場合は四万十町）に事業を遂行する十分な意思と能力があるか」「土地を収用・使用する公益上の必要があるかどうか」などが審査されます。
- これにより、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、国土（土地）の適正かつ合理的な利用を図ることを目的としています。
- 土地収用法には「土地を収用または使用できる事業」として、以下のような事業が定められています。
【土地収用法に定められた事業の例】
 - 道路法による道路 • 河川法による河川 • 学校教育法に規定する学校 • 水道法による水道
 - 社会教育法による公民館、博物館や**図書館法による図書館** • 国又は地方公共団体が設置する庁舎
 - 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場**その他公共の用に供する施設** …など
- なお、通常であれば、国や地方公共団体などは、道路、鉄道、河川、公園などの公共事業のために必要とされる土地を取得しようとする場合は、土地所有者との話し合いによって土地を取得していますが、何らかの理由でその話し合いがまとまらない場合は、土地収用法に基づいて「事業認定の手續」等をとって、土地を取得していくこととなります。
- また、土地収用法やその他の法律で収用権が認められている公共事業のために土地建物を売った場合には、収用などの課税の特例が受けられます。

土地収用法（抜粋）

※主要な部分のみ抜粋しています。

第1条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

第3条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

(22) 社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）

(32) 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

第15条の14 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

第16条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第3条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

第23条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第2項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

第24条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第20条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関係のある部分の写を送付しなければならない。

2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から2週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

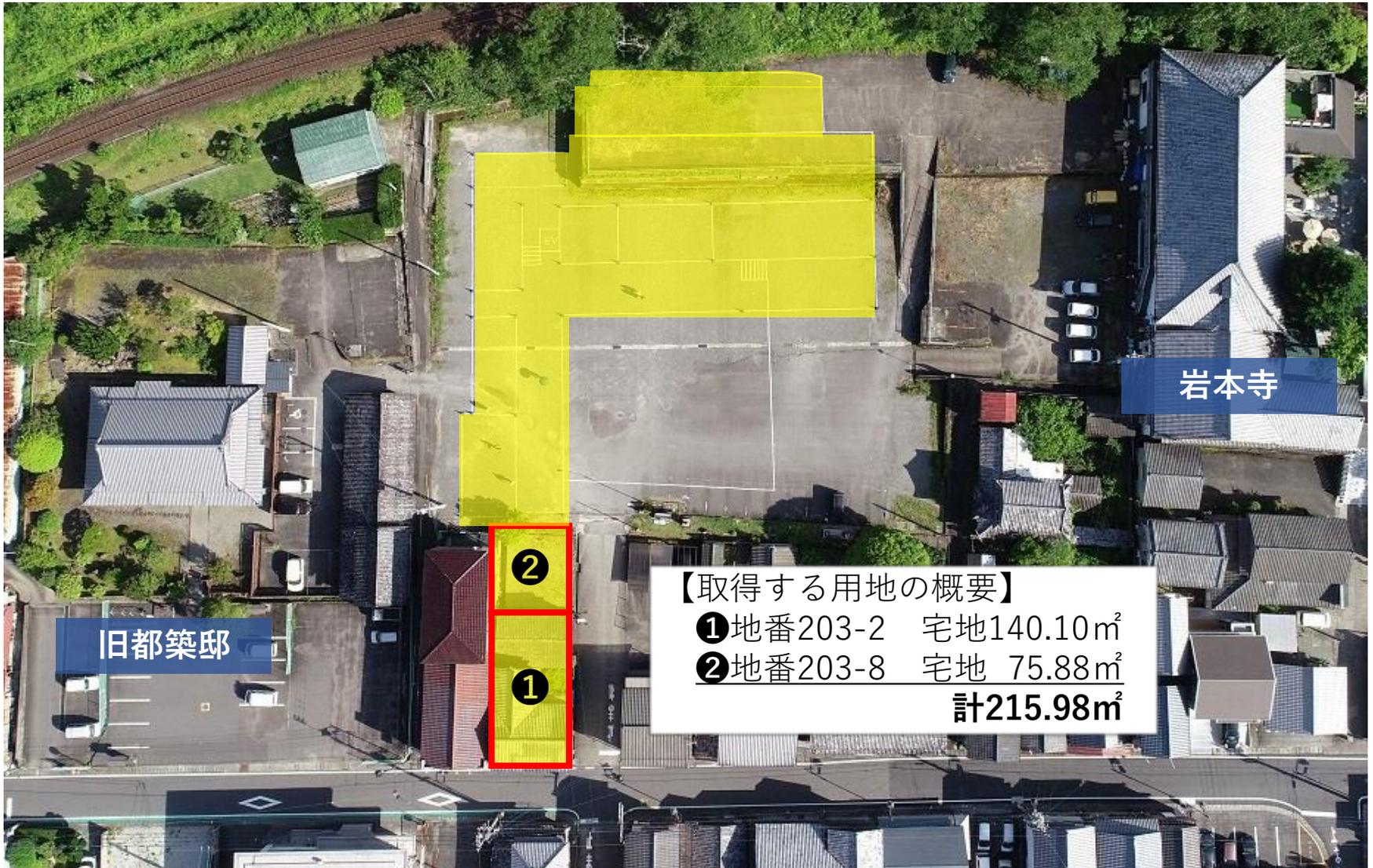
第25条 前条第2項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第25条の2 【第1項略】

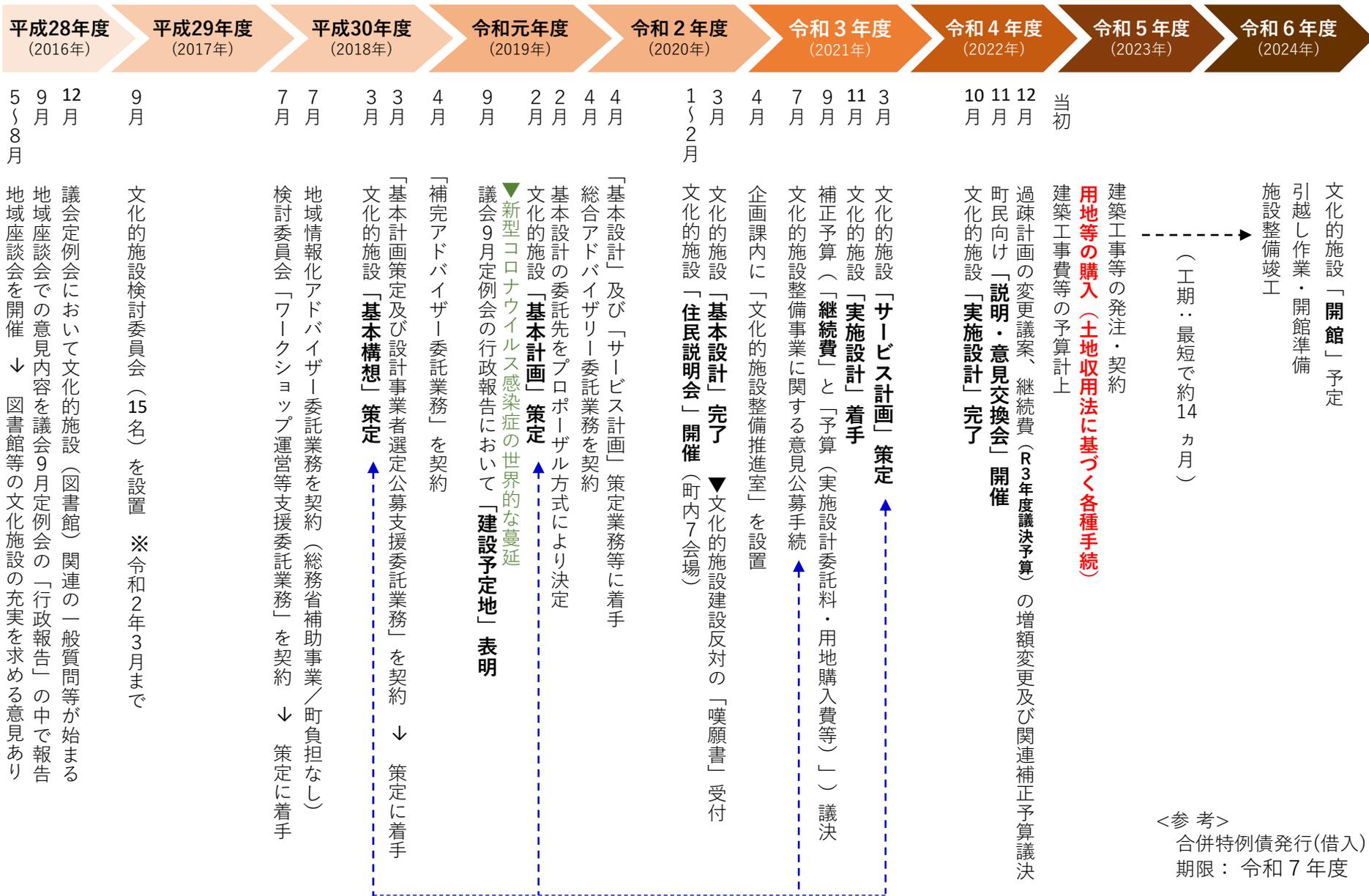
2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第34条の7第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第24条第2項の縦覧期間内に前条第1項の意見書（都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたもの）に限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

取得する用地の概要

※  = 文化的施設（建築位置）



これまでの経過及び今後の予定（詳細版）



<参考>
合併特例債発行(借入)
期限：令和7年度

条例に基づく意見公募手続を実施

これまでの経過及び今後の予定（簡易版）

平成29～令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5～6年度

現在

▼ 文化的施設検討委員会を設置

▼ 基本構想を策定



▼ 基本計画を策定



▼ 基本設計の完了



▶ 基本設計とは…
実施設計のための方向性や大まかな仕様を決める設計図書のこと

▼ 令和3年議会9月定例会において
令和3年度以降の整備等に要する「予算」を議決

▼ サービス計画を策定



▶ 実施設計とは…
基本設計を踏まえ、施設の建設に必要な図面や構造・工法・数量等を定めた建物の最終的な設計図書のこと

▼ 実施設計の完了

▼ 令和4年議会12月定例会において
資材価格の高騰等に伴う「継続費」の増額を議決

▼ 土地収用法に基づく事業説明会

▼ 用地取得

▼ 本体工事着工

※工期：最短で14か月

▼ 施設開館（予定）



図書館・美術館の現状

(本館) 図書館



共通



美術館



文化的施設整備（ハード面改善）の必要性

蔵書数の充実
(8.2万冊収蔵可能)

移動図書館車に
対応する設備

自由に使える
座席の設置
(100席以上)

事務
スペース
の改善

ユニバーサル
デザインに
配慮した設計

美術作品の適切な
収蔵環境の整備
(スペース・温湿度管理)

複合施設として整備することのメリット

- ▶施設の整備費用や、運営に係る経費の縮減
- ▶事務室・トイレや通路等を共有して効率化
- ▶専門職を配置しつつ事務処理を共有・効率化



文化的施設
延床面積：1,996.71㎡

施設（ハード）面の 環境改善部分

- ▶書架の間隔：115～130cmに拡大
- ▶トイレ：オストメイト対応のものや、介助用ベッド等がある多機能トイレ、子ども用トイレの設置
- ▶授乳室、スロープ、エレベーターの設置 …など

「ソフト面を充実」させるためには、必要最低限の「ハード面の改善」が必須

図書館・美術館の 現状（課題）

- ▶約35年前に法務局とその宿舎として建てられた施設で、用途に適した仕様になっていない
- ▶通路や書架の間隔が狭いなど、公共施設としてのユニバーサルデザインに欠けている
- ▶美術作品の適切な管理が困難な状況
- ▶本を読んだり、学習する場所が少なく居場所がない … など

▼現図書館(本館)・美術館 → 多くの課題を抱え、公共施設として不十分な状況



面積:615.65㎡

老朽化



書架の間隔:90cm

狭く
利用しづらい

障がい者用トイレ



美術作品の収蔵庫

収蔵スペース
が限界

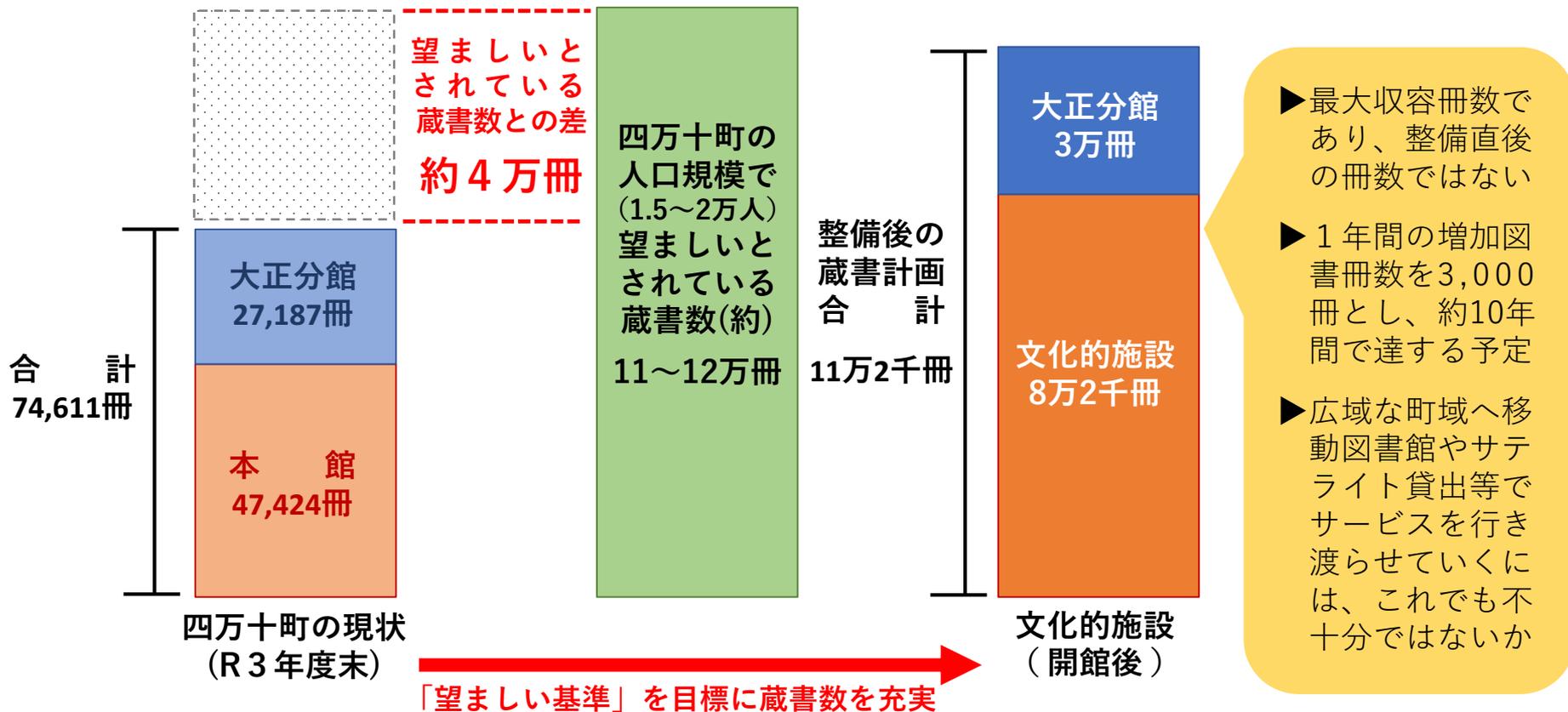
必要最低
限対応す
べき部分
(必須部分)

現 状

図書館や読書・情報環境の現状と課題（蔵書数比較）

出典：第2期(令和4～8年度)オーテピア高知図書館サービス計画

[参考資料] 『日本の図書館 統計と名簿』電子媒体版/日本図書館協会1999～2020



高知県全体は、「望ましい基準*1」に対して50%程度しか充足しておらず、都道府県別の蔵書数*2のランキングにおいて、**全国で最下位**となっている

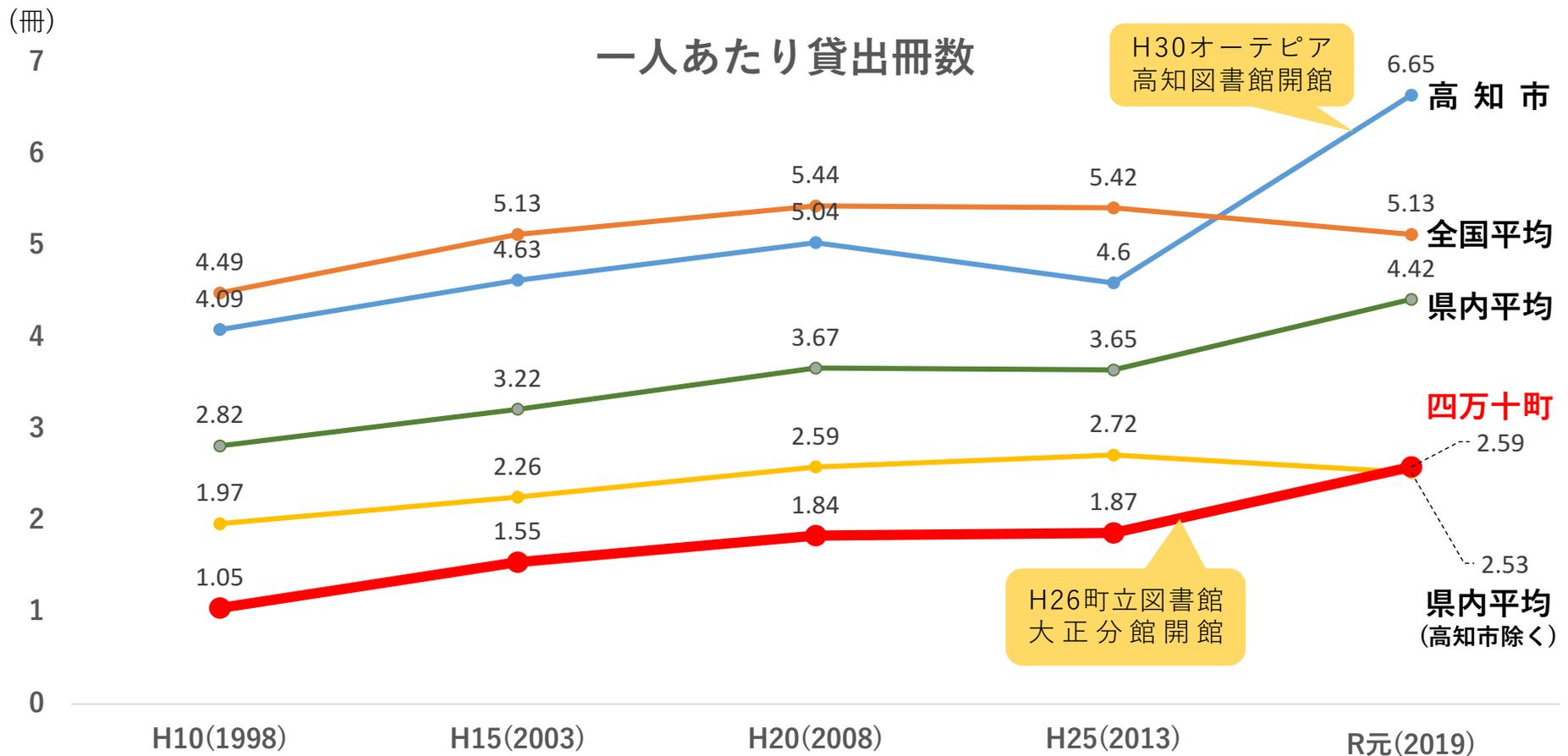
*2 都道府県立図書館と市区町村立図書館の蔵書数の合計

→県内の読書環境・情報環境は厳しい状況

*1 望ましい基準：ここでは「文科省－図書館の在り方検討協力者会議がまとめた報告書において人口規模別に示された自治体あたりの蔵書冊数」をいう

図書館や読書・情報環境の現状と課題（貸出冊数の推移）

出典：第2期(令和4年度～令和8年度)オーテピア高知図書館サービス計画



▶ 県民一人あたりの年間貸出冊(点)数は、年々増加しているものの、高知市を除く県内市町村では、全国平均の5割程度にとどまっており、全国平均に比べかなり低い水準にある。一方、高知市ではオーテピア高知図書館開館後は著しく増加し、全国平均を上回っている。

▶ 四万十町では、大正分館整備後は増加傾向にあるものの、全国平均や県内平均に比べると著しく低い水準にある。

文化的施設の整備とサービス計画

町民の生活や学習・文化活動を支え、さまざまな課題に向き合うために必要な文化的施設とは…単なる「図書館・美術館」の建替えではなく、**四万十町の文化施策の「核」となる施設をつくること**



- ▶ 基本構想・基本計画の方針や方向性を具体化し、文化的施設で提供するサービスの基本的な考え方と、具体的な実行計画を示すものとして「サービス計画」を策定。
- ▶ 基本設計をもとに、サービス計画と一体となった施設の「実施設計」が完成。

四万十町文化的施設サービス計画QRコード→

現在の町立図書館・美術館の課題を解決し「サービス計画」を実現するために必要な機能を備えた施設

【図書館機能】

- ▶ 収容冊数8万2千冊の実現
- ▶ 遠隔地への図書館サービスを行う移動図書館
- ▶ みんなの居場所・100席以上の閲覧席と静読室を実現



【美術館機能】

- ▶ 多様な活動を支える空間の新設
- ▶ 美術品を守る収蔵庫の実現



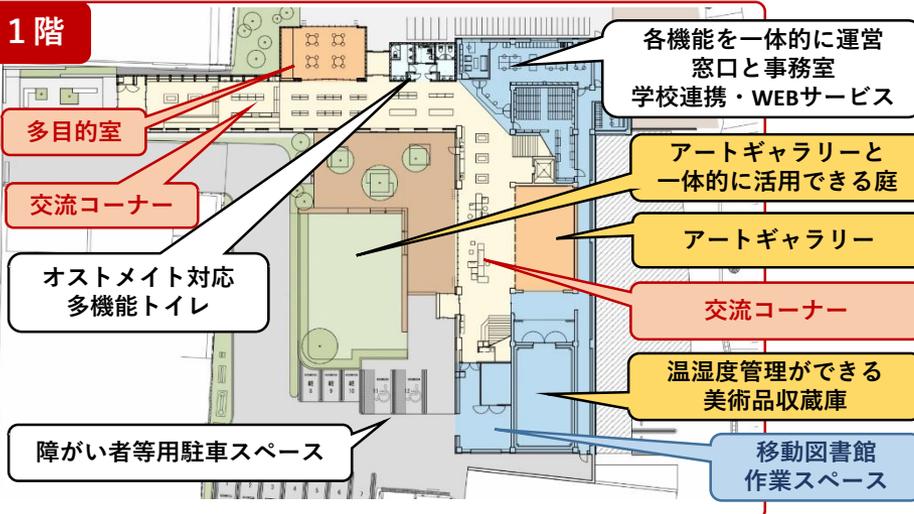
【展示機能】

- ▶ 町内の回遊を促す展示を実現

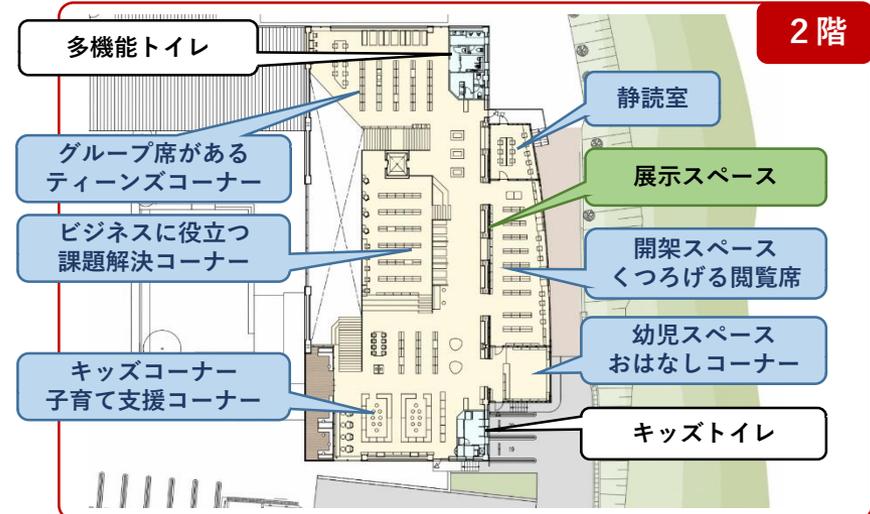
【コミュニティ機能】

- ▶ 交流を促す「場」を実現

1階



2階



施設をきっかけ(核)として、町の文化や人の流れを活性化する

※各コーナー名は仮称

- ▶ 町民の課題の数だけ需要がある
- ▶ 施設の完成が目的(ゴール)ではなく、町民が活用しながら一緒に創り上げていくことが重要

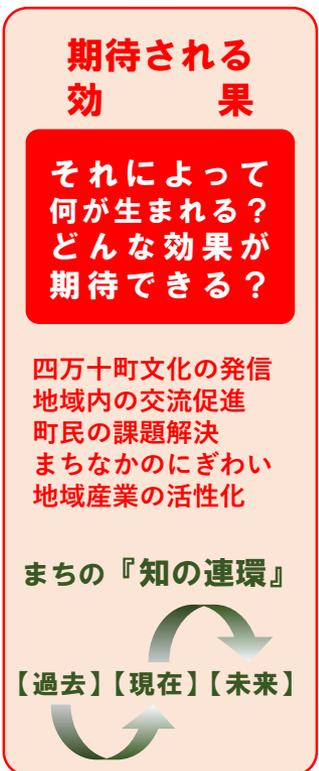
文化的施設がある未来（イメージ図）

文化的施設 = これらを実現するための「まちづくりの拠点」



化学反応

- ④ コミュニティ機能**
(仕組み・仕掛けづくり)
- さらに
- ・ まちの情報が集まる場になる
 - ・ 交流の場になる
例えば…掲示板の設置や町民企画による中庭でのイベント
 - ・ 子育て助けあいの場になる
 - ・ 学びあいの場になる
 - ・ 多世代が集う場になる
 - ・ 参加や活躍の場になる
例えば…読み聞かせボランティアやサポーター・子ども司書
 - ・ 誰でも気軽に利用できる場になる



文化的施設がある暮らし～202X年（イメージ図）～

【文化的施設ができた数年後…】

文化的施設は、町立図書館の本館として、大正分館・十和分館、移動図書館、サテライト貸出を支え、所蔵している資料は町のあちこちで利用されています。また美術や歴史資料の展示を見たり、アート活動に気軽に参加できるようになりました。四万十町の資料もたくさんあり、先人の知恵に触れる機会が増え、インターネットを通じて町外とのつながりも増えてきました。

小・中学校では、先生と子どもたちがデジタルアーカイブから動画を見つけて、四万十町の先人や歴史について勉強を深めています。

私の世代（65歳）だと、図書館と聞くと、どうしても子どもが本を読みに行くところというイメージだったので、正直あまり期待していなかったのです。ですが、いい意味で期待を裏切られました。

交流コーナーでは30代、40代の現役世代が熱く議論していました。何気なく耳を傾けていると、どうやらこの「文化的施設」を核に窪川、ひいては四万十の町をどうしていくか議論していたようです。…(略)…これがきっかけになって実は60の手習いで放送大学の学生になったんです。…(略)

「四万十町文化的施設基本計画」P.13

文化的施設の利用体験ストーリーより

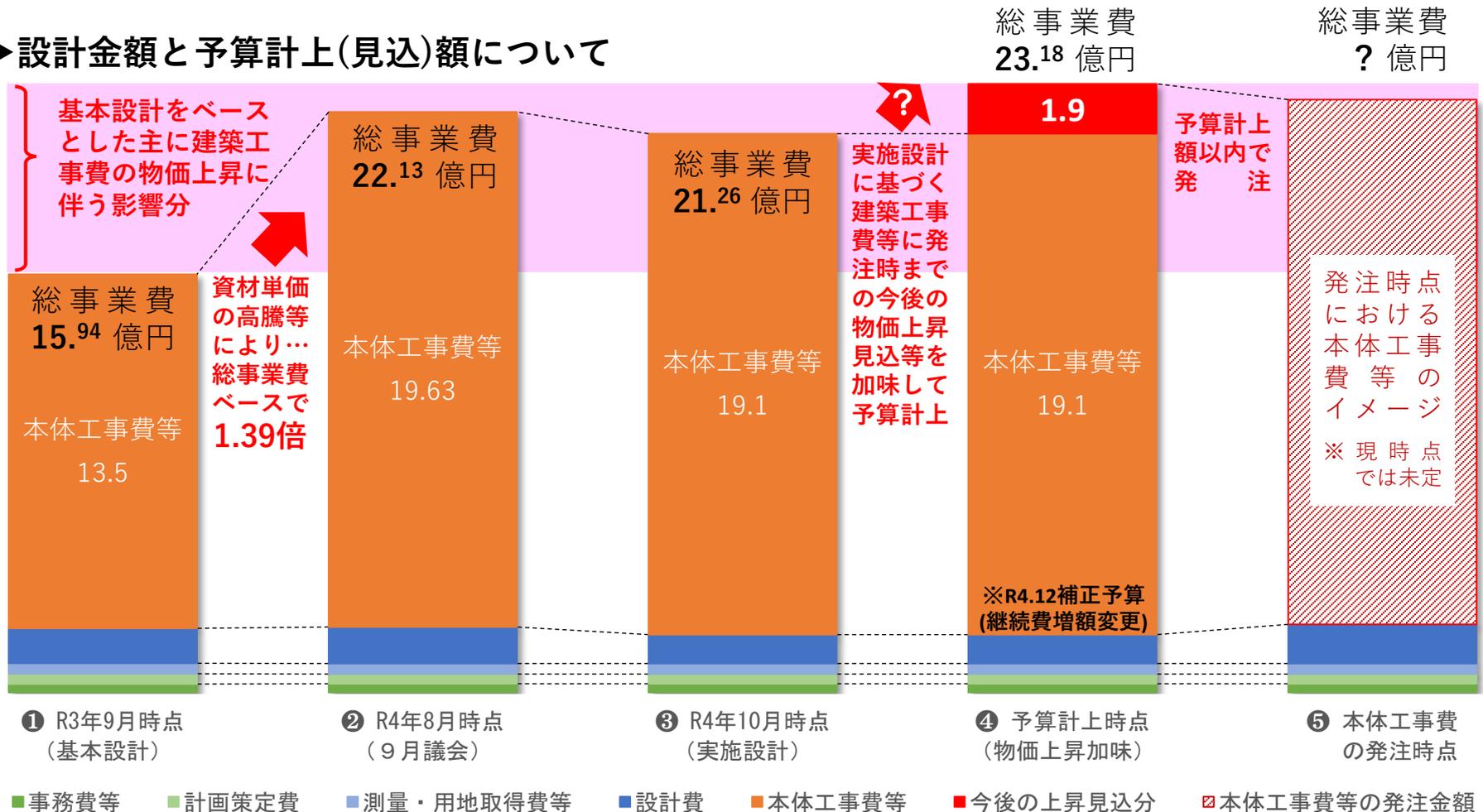


総事業費と設計金額

▶ 総事業費とは…

施設本体の建築工事費のほか、これまでに要した「計画の策定」や「施設の設計」「用地等の購入」、施設の開館までに必要な「引越し費用」「事務費」なども含めた、**平成29年度から令和6年度(予定)までに必要な経費の総額**（見込額を含む）の事です。【注】施設本体の建築工事費ではありません。

▶ 設計金額と予算計上(見込)額について



実施設計の概要

施設の概要

【延床面積】	1,996.71m²	▶参考：基本設計時は2,027.65m ²
【建築面積】	1,527.37m ²	
【敷地面積】	3,953.31m ²	



◆構造◆

① アプローチ棟	332.23m ²	[木造]
② メイン棟	1,474.88m ²	[鉄筋コンクリート造及び鉄骨造(一部SRC)]
③ 線路棟	189.60m ²	[木造]

施設の詳細は特集チラシ
No.15・No.19をご覧ください

総事業費 23億1,764万円

※実施設計に基づく建築工事費等に、発注時までの今後の物価上昇見込等を加味した金額。

総事業費と維持管理費

▶総事業費（平成29～令和6年度計）

	予算計上予定額	令和3年9月時点	主な歳出の内容
計画策定	3,674万円	3,920万円	基本設計策定、設計事業者選定公募支援、総合アドバイザー委託等
測量・用地取得等	3,919万円	4,055万円	旧役場本庁舎跡地用地測量、地質調査、用地購入、支障物件等移転補償等
設計費	1億663万円	9,661万円	基本設計、実施設計、旧役場本庁舎跡地擁壁補強工事設計等
本体工事費等	21億314万円	13億8,630万円	本体工事費（建築主体、電気・機械設備）、設計監理、附帯工事、町産材調達、備品等
事務費等	3,194万円	3,165万円	図書システム等整備、図書等引越費用、会計年度任用職員報酬、旅費等
計	23億1,764万円	15億9,431万円	

※予算計上予定額とは…実施設計に基づく建築工事費等に、発注時までの今後の物価上昇見込等を加味した金額。

「予算計上予定額」と「令和3年9月時点」を比較すると…

総事業費（イニシャルコスト）

7億2,333万円の増

ただし、町の実質的な負担額は…

2億6,366万円の増

※実質的な負担額については次頁参照

維持管理費（ランニングコスト）

年間 8,096万円

- ▶現施設と比較して +4,388万円
ただし、施設整備の有無に関わらず、専門職の雇用や資料費の増額、事業費や移動図書館の経費等で約2,700万円の増額は必要
- ▶令和3年9月の試算と比較して +150万円

維持管理費（ランニングコスト）内訳

R04.11.30現在

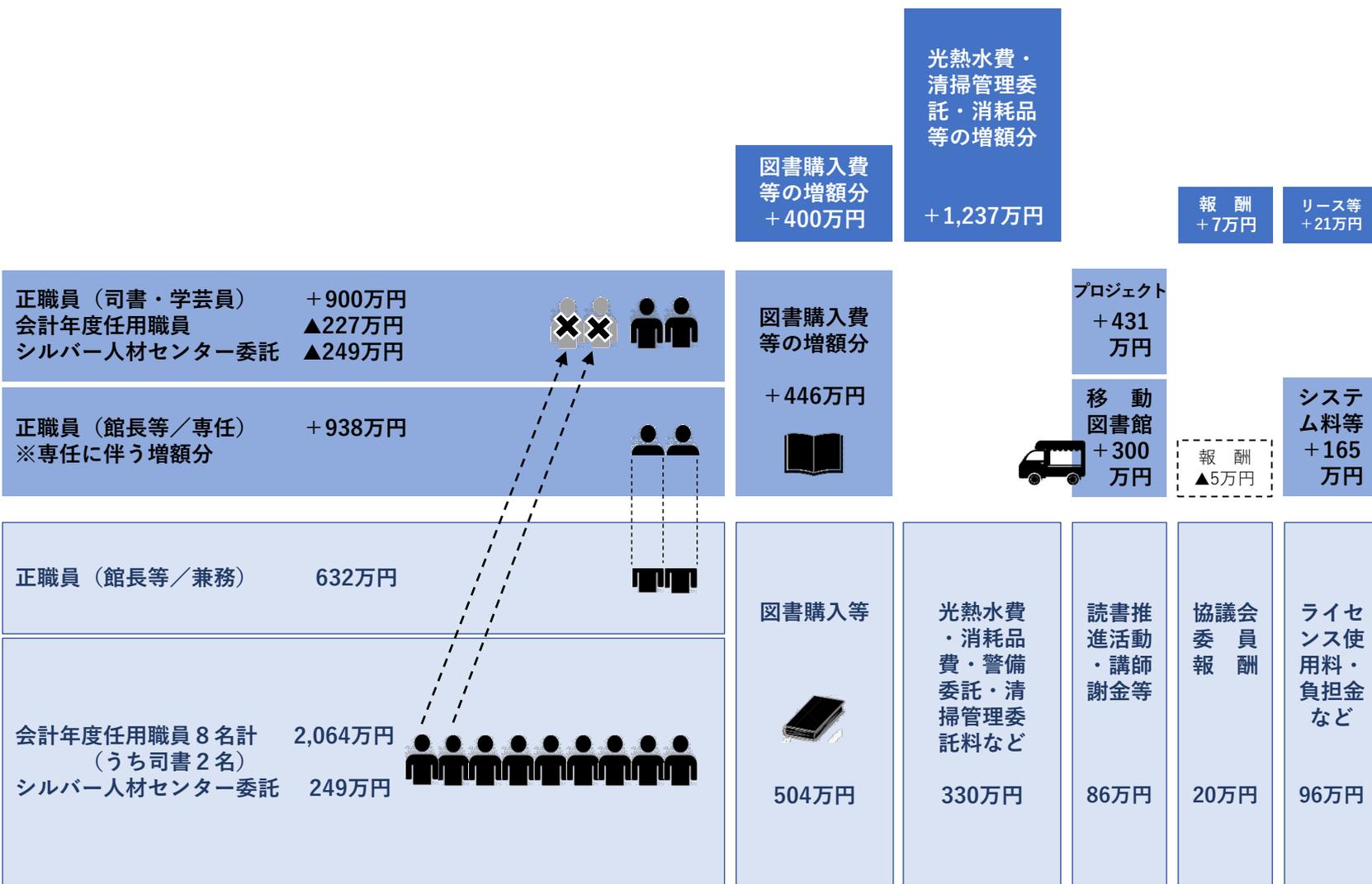
合計 8,096万円 人件費計 4,058万円 資料費計 1,350万円 施設管理費計 1,567万円 事業費計 817万円 組織運営費 計22万円 事務費計 282万円

整備に伴う増額分
+1,665万円

必要最低限対応すべき部分
(必須部分)
+2,699万円

現状
3,732万円

〔図書館本館
・大正分館
・美術館計
(R04当初予算ベース)〕



人 件 費 資 料 費 施設管理費 事業費 組織運営費 事務費

財源内訳と町の実質的な負担額（内訳）

総事業費 (見込額)	左の財源内訳			
	国・県	地方債	基金	一般財源
① 23億1,764万円	0万円	町の借金 20億4,170万円	町の貯金 2億1,170万円	6,424万円

◆知っていて欲しい3つのポイント◆

町には127億5,529万円※¹の貯金があります。
では、なぜ起債（借金）をするのか？

①建設地方債の考え方

→世代間負担（将来の町民）との公平性の確保

②地方交付税措置

→返済額の70%※²を国が措置

③合併特例事業債には期限あり

- 合併特例事業債は令和7年度までの制度
- 過疎対策事業債は令和12年度までであるが、使用できるのは「図書館」のみ

※1：令和3年度末の普通会計「積立基金」残高

※2：当事業で使用する合併特例債や過疎対策事業債の場合



【町の実質的な負担額】

- ① 総事業費 23億1,764万円
- ② 地方交付税として措置される額
(地方債の額×70%)
14億2,919万円

つまり、町の実質的な負担額は…

① - ② = ③ 8億8,845万円

令和3年9月と比較して、実質的な負担は… 2億6,350万円の増

※利子分を除く

財源内訳と町の実質的な負担額（イメージ図）

① H29～R6総事業費 23億1,764万円

↓ 事業費の一部を国等から借り入れ(借金)

地方債(借金) 20億4,170万円

[内訳] 合併特例債 11億3,170万円
過疎対策事業債 9億1,000万円

一般財源
2億7,594万円
(基金取崩し含む)

地方債(借金)の7割が、国から地方交付税として措置(交付)される



② 地方交付税措置 14億2,919万円
(地方債×70%)

地方債に対する
町の負担額
6億1,251万円
(地方債×30%)

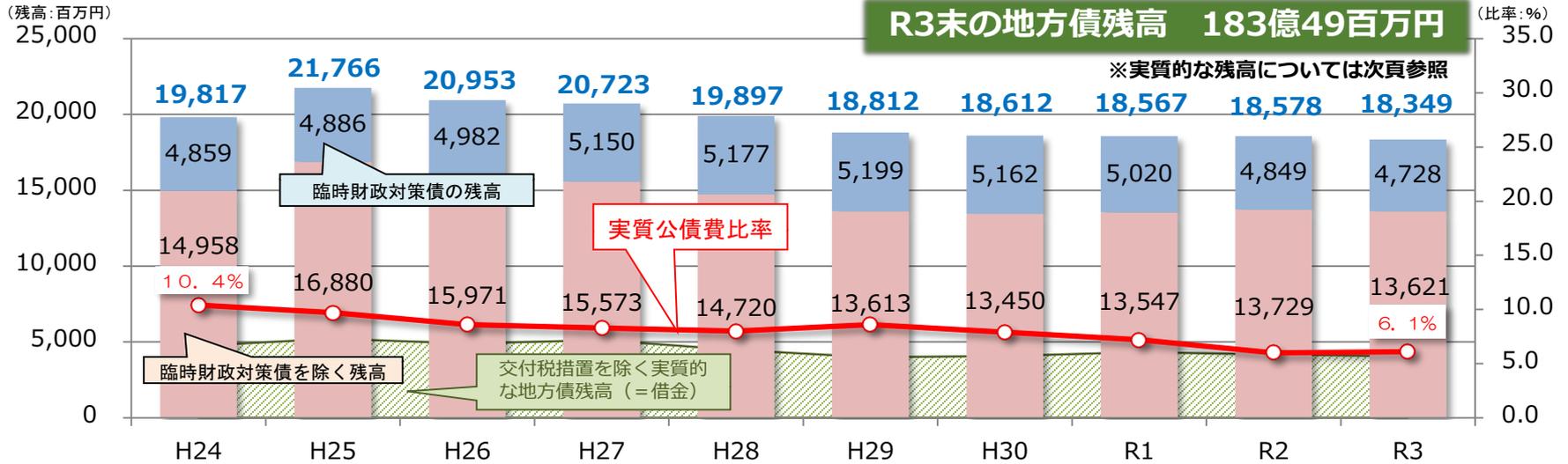
地方債分を除く
町の負担額
2億7,594万円

①-②= ③ 町の実質的な負担額 8億8,845万円

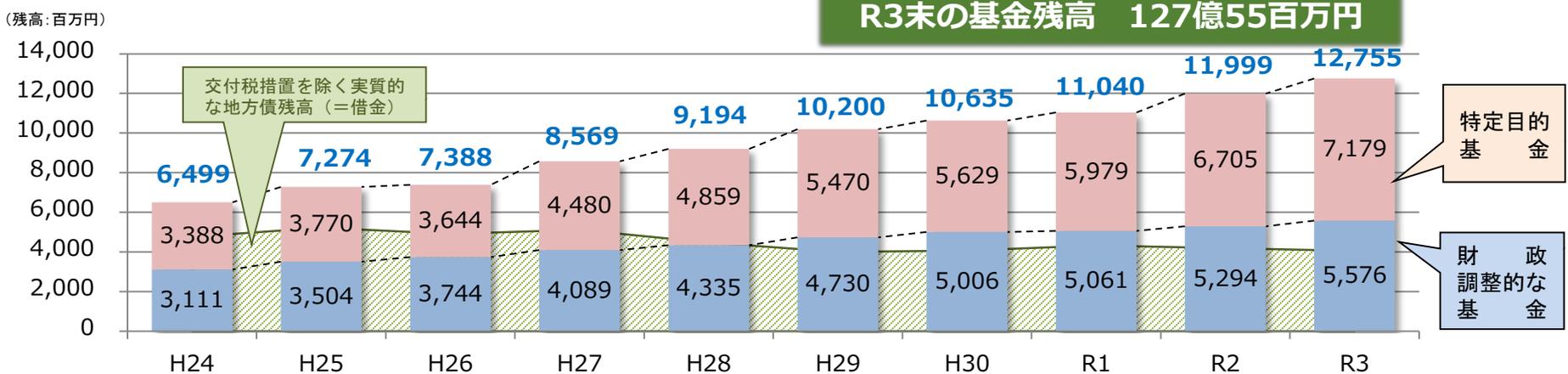
【参考】地方債残高と基金残高の推移

[出典] 令和3年度四万十町普通会計決算の状況 (抜粋)

▶ 地方債残高の推移



▶ 基金残高の推移 (積立基金)



次ページでポイントを説明 →

実質的な地方債残高と実質公債費比率

▶ポイント① ～実質的な地方債残高～

- ① 令和3年度末の地方債残高 **183億49百万円**
- ② ただし、四万十町では「合併特例債」や「過疎対策事業債」など、**町が返済するお金に対し地方交付税措置がある有利な地方債を活用**
- ③ 地方債残高183億49百万円のうち、**142億91百万円**は地方交付税として国から交付
- ④ このため、**町の実質的な借金は40億58百万円**

【参考】⑤令和3年度末基金残高 **127億55百万円**

▶ポイント② ～実質公債費比率～

実質公債費比率とは…町の財政状況を確認する指標の1つ

◆早期健全化基準（イエロカード）25%

◆財政再生基準（レッドカード）35%

- 令和3年度末時点で**6.1%**
- 文化的施設整備後のピークである令和10～11年時点で**9.1%の見込み**

※実質公債費比率の上昇は、文化的施設施設の影響だけではありません。（その他のハード整備の影響等も含む）

- 過去のピークは平成20年度末時点で**17.5%**



地方債（借金）

- ①令和3年度末地方債残高 **183億49百万円の内訳**

③地方交付税措置
142億91百万円
(77.9%)

④実質的な借金残高
40億58百万円
(22.1%)

基金（貯金）

- ⑤令和3年度基金残高 **127億55百万円の内訳**

特定目的基金
(特定の目的のための貯金)
71億79百万円

財政調整的な基金
(自由に使える貯金)
55億76百万円

こうしたことも踏まえ事業を計画